

V 生徒に関する規程

1 生徒日常の心得

1 登下校の心得

- (1) 登下校の際は交通法規・交通道德を遵守し、礼儀作法を正しくすること。
- (2) 朝のSHR開始5分前までには登校し、その日の活動準備をあらかじめしておくこと。
- (3) 通学途中の事故は、すぐに学校へ連絡するとともに、必要に応じて警察へも連絡すること。
 - ①自転車通学…自転車通学届(学校指定用紙)を担任に提出すること。
 - ②列車通学…高校生としての品位を保ち乗車する。定期券不正使用等の不正乗車は絶対しないこと。
※不正乗車をした場合、特別な指導の対象とする。

2 服装の心得

- (1) 服装については、服装規程を遵守すること。
- (2) 教室内でのオーバー、ジャンパー等の着用は認めない。

3 校内生活の心得

- (1) 学校の建物・器具等すべての公共物は大切に扱うこと。
- (2) 学校施設・備品の使用は必ず係の教職員の許可を得ること。
- (3) 下足、上履き、体育館シューズの区別をすること。
- (4) 校内の諸掲示に注意するとともに、これらを大切に扱うこと。また、掲示物を貼る場合は学校（生徒指導部）の許可を受けること。
- (5) 時間のけじめをつけ、規律ある生活をする。なお、欠席、遅刻、早退、欠課、外出の際は次の事を厳守すること。
 - ①欠席、遅刻をする場合は、事前に保護者（寮生は寮職員等）から学校に連絡を入れること。
 - ②早退、欠課及び外出をする場合は、担任に申し出て許可を受けること。
※複数回にわたる無断での早退及び外出は、特別な指導の対象とする。
 - ③遅刻して登校した場合及び授業に遅れて入室する場合は、職員室で入室手続きを行い、教頭（不在の場合は教務主任）の許可を受けてから授業を受けること。
- (6) 学校への届願書（早退、外出、アルバイト等）その他の提出物は期日を守ること。
- (7) 所持品には必ず記名すること。また、ガム、マンガ、化粧品、ピアス・指輪等の装身具、違反制服及びゲーム機等、学校生活に不必要な物品は学校へ持ち込まないこと。
※違反した場合は発見者が没収し、その後、担任預かりとする。
※上記以外の品についても、授業等でけじめのない使用があった場合は、違反所持品に準じた扱いで対処する。
- (8) 現金・貴重品等の保管は、施錠ロッカーや貴重品袋等を利用し、各自が管理すること。
- (9) 生徒同士の金銭の貸借は一切禁止する。なお、緊急に必要な場合は、担任等に相談すること。
- (10) 携帯電話、スマートフォン、その他通信機能のある電子機器（ただし、学習活動に利用する個人所有のキーボード付き端末及び学校から配布される個人用タブレットPCを除く。以下「携帯電話等」という。）を持ち込む場合は、登校後、必ず電源を切り、各自が管理すること。校内で使用する場合は、下記の「携帯電話等使用規則」を守ること。ただし、教員の指示のもと、授業等で使用する場合はこの限りではない。

携帯電話等使用規則

1. 使用場所 みらいラボ（生徒会室、社会起業部室を除く）、図書館内のみ使用可能とする。
2. 使用時間 放課後のみ使用可能とする。
3. 注意事項 他人に迷惑をかけるような行為はしないこと（長時間の通話、ゲーム等）。使用場所のコンセントを使用しての充電は行わないこと。

※違反した場合はHR担任預かりとする。返却後に改善が見られない場合は、本人に返却せず保護者へ返却する。

- (11) 携帯電話等の校外での使用に際しては、人間関係のトラブル、非行及び犯罪に巻き込まれることのないように細心の注意を払うこと。そのために、通信事業者が提供するフィルタリング・サービスに加入することが強く望まれる。

4 授業時間の心得

- (1) 休み時間中に次時の授業準備を済ませ、教室移動をすみやかに行い、始業チャイム前に着席して待機すること。
 (2) 授業規律を守り、他の生徒の迷惑にならないようにすること。

5 清掃の心得

- (1) 清掃当番は責任を持ち、清掃は清掃監督の指示に従い、丁寧に行うこと。
 (2) 清掃用具の整理整頓に努めること。

6 集会の心得

- (1) 入退場の際はホームルームごとに迅速に整列をすること。
 (2) 入場後は静粛にすること。

7 校外生活の心得

- (1) 飲酒・喫煙、居酒屋・パチンコ店への出入り等、法律に違反する行為や高校生らしからぬ行為をしないこと。
 (2) 校外における集団活動は必ず学校に届けること。
 (3) やむを得ない理由でアルバイトをする必要がある場合は、必ず学校の許可を得ること。
 ※無許可アルバイトは特別な指導の対象とする。
 (4) 外出の際は身分証明書を携行し、保護者（寮生は寮職員等）に外出先を明らかにすること。なお、夜間の外出は、なるべく差し控えること。夜10時から翌朝5時までの外出は、保護者同伴の場合を除いて禁止する。（福島県青少年健全育成条例第25条）
 (5) 外泊はしないこと。ただし、やむを得ず外泊をする場合は保護者の許可をうけること。また、寮生は外泊に関する所定の手続きをすること。

8 交通安全に関する心得

- (1) 交通法規・交通道徳を守ること。
 ①自転車については、「自転車安全利用五則」を守ること。
 1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 2. 車道は左側を通行
 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 4. 安全ルールを守る
 ・二人乗り、並進、イヤホン・ヘッドホンをつけたままでの走行、傘差し走行、スマホ等を操作しながらの走行の禁止
 ・夜間はライトを点灯
 ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
 5. 子どもはヘルメットを着用（高校生も、安全のため着用することが望ましい）
 ②万が一の事故や盗難のため、自転車傷害保険等への加入や防犯登録等をすることが強く望まれる。
 ③自動車・バイク等については、『4+1』ない運動を守ること。
 1. 免許を取らない
 2. 自動車・バイク等を持たない
 3. 自動車・バイク等を運転しない
 4. 乗せてもらわない（20歳未満が運転する車・バイク等）
 プラス1 親は子供の要求に負けない
 (2) 3年次の自動車学校通学規程は別に定める。

附 則

この心得は、平成27年4月1日から施行する。

令和3年4月21日一部改定

令和5年4月1日一部改定